

1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、2名いたため、入室を促した。

2 署名委員の選任

議 長 署名委員に藤波貢農業委員、萩原直子農業委員を選任した。

3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に市川農業委員会事務局次長、書記に大室主査、中山主任を任命した。

4 議 事

議案第55号 農地法第3条の許可申請について

議案第56号 農地法第5条の許可申請について 申請番号1、申請番号2

議 長 議案第55号及び議案第56号申請番号1、2は関連があるため、一括して事務局に説明を求めた。

事 務 局 議案書を朗読した。議案第55号申請番号1は使用貸借権、申請番号2は営農型太陽光発電による区分地上権の設定。申請番号3は使用貸借権、申請番号4は営農型太陽光発電による区分地上権の設定である。

関連する議案第56号の申請番号1は、営農型太陽光発電施設の支柱部分の一時転用。開発許可は不要であり、転用期間は3年。議案第56号の申請番号2は、営農型太陽光発電施設の支柱部分の一時転用。開発許可は不要であり、転用期間は荒廃農地解消のため10年。申請番号1、2ともに農振農用地域内である。

議案第55号の申請番号1、2と議案第56号の申請番号1は同一箇所であり、議案第55号の申請番号3、4と議案第56号の申請番号2が同一箇所であるため、一括審議となる。

議 長
(報 告)

地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。

(報 告)

大石地区の藤波農業委員が報告した。議案第55号の申請番号1、2と議案第56号の申請番号1については、1月23日(土)に担当委員5名で現地調査を行った。場所は江川の流域に位置しており、作付けはされていないが、保全管理は行われている。また、杭が設置されており、境界を確認した。理由書を朗読した。

大石地区の萩原農業委員が報告した。議案第55号の申請番号3、4と議案第56号の申請番号2については、1月23日(土)に担当委員5名で現地調査を行った。作付けはされていないが、きれいに管理されており、農地として問題ない旨を報告。理由書を朗読した。

議 長
申 請 人
議 長
藤波農業委員

申請人に入室及び自己紹介を促した。

入室、自己紹介

本件について意見を求めた。

お茶の実を利用するとのことだが、どのように利用するのか。また、茶葉は利用しないのか伺いたい。

申 請 人
新木農業委員

お茶の実から採れる油に付加価値を付けて商品化することを考えている。茶葉は春に一番茶を採る。春に一番茶、秋に茶の実の二毛作を計画している。

営農計画書の中で、主たる事業はお茶の生産・販売とあるが、それ以外の事業は何があるのか。

- 申請人 現在、博物館に併設されたレストランを経営しており、そこで狭山茶の価値を発信した事業を実施している。そのため今後は、小・中学生を対象とした茶摘み体験ツアーや大学と連携したお茶を使った商品の開発、例えばドレッシングや化粧品など、お茶の持つ抗菌作用などの健康事業を考えている。
- 新木農業委員 営農計画書には、博物館での農業管理10年とあるが、どのような業務内容なのか。
- 申請人 お茶に特化した博物館であり、お茶の歴史などの普及活動を行う場として、お茶を栽培している。そのお茶を講義の材料として使っており、そうした経験が10年に及んでいる。
- 新木農業委員 今回の申請地である領家と小敷谷の農地には、苗木、幼木、実生どの種類をどの程度定植されるのか。
- 申請人 セルで苗木が作られており、15cmくらいの幼木を5万6千本用意する。田植えと同様にコンバインで約2.7haを1週間かからないで定植できると考えている。
- 新木農業委員 幼木から茶の実が収穫できるまでに、どのくらいの年月がかかるのか。
- 申請人 お茶の葉の収穫を考えると4～5年必要だが、3年目ぐらいから実が採れ始める。冬に花が咲き、1年かけて実になる。
- 新木農業委員 資料にある雇用計画では、2年以内に農地を拡大して農作業の受託を増やすとあるが、受託するのは茶園を手伝うということで良いのか。また、上尾市で展開していくのか。
- 申請人 今回申請した営農計画書を展開していくことを考えている。この事業を開始したきっかけは、狭山茶が日本三大銘茶と言われているが、現実には高齢化と後継者不足で、お茶を作っても買ってもらえない時代になってきている。今までとは違うお茶の魅力を付加価値として、お茶の魅力を発信していく必要がある。産地の入間市では相続などで所有者が複雑に入り組んでおり、土地所有者と話がまとまらなかった。上尾市の領家と小敷谷は良い条件で最適な場所だと考えている。
- 新木農業委員 栽培計画の中で防霜管理とあるが、上尾市での防霜についてどのように対応するのか。

- 申請人 狭山茶の茶畑には、電柱にプロペラのついた防霜ファンが至る所に設置されている。春先の3～4月の間、たまに雪が降るが、冷えると根がやられてしまうので、防霜ファンで上空3～4mの空気を茶畑に送る仕組みとなっており、気温が2℃になると自動で回る仕組みである。電気代は一律課金で、多い農家で年間30万円ほどになるため負担になっている。今朝、霧が出ていたが、上湿下乾といって、上の方は湿度が高い状態、下の方は乾いている状態がお茶には一番良い。太陽光パネルは、車のカーポートのような役割をするので、防霜ファンを作らなくてもその役割をする最適な組み合わせである。
- 新木農業委員 茶葉の摘採は、どのように行うのか。
- 申請人 乗用機械で人が乗って刈り取り、袋に収集する。ある程度袋がいっぱいになると袋を交換するという作業を繰り返す。茶葉は加工場に持って行き、製茶する。
- 新木農業委員 茶葉の製茶はどこで行うのか。
- 申請人 社員の農場長の所で加工する。
- 新木農業委員 収支計画で、初年度と2年度の収入は耕作の奨励金だけだが、売電事業への協力によるものか。
- 申請人 この事業の趣旨を売電事業者に理解いただき、事業者も参画したいという意向があり、奨励金として収支計画に入れてある。
- 秋池農業委員 お茶を植えるにあたり、申請地が水に浸かったり、乾燥したりする可能性があるということも調査しているのか。
- 申請人 調査している。領家は水が溜まる場所があることは理解している。
- 秋池農業委員 水が溜まると、木が枯れるのではないか。
- 申請人 野菜等であれば枯れることもあるが、お茶は木なので、1～2か月も水が溜まっているようなことがなければ、特に問題はない。
- 秋池農業委員 苗木だと弱いと思うのだが、大丈夫なのか。

- 申請人 苗木の場合はマルチを掛けるのでカバーされる。苗木を守るうえで非常に良い。
- 新木農業委員 江川は台風など大雨の時に冠水する。その時に冠水して漏電することも考えられるが、付近に住宅があり、周辺への被害防止を考えているか。
- 申請人 技術のある専門業者の力に頼るしかないが、全国でも多数の太陽光パネルを設置しており、風速50mの台風でも問題無い構造設計がされている。風水害時でも支柱はしっかり立っているような強い構造体を持っている。
- 内田農業委員 雇用計画には常時4人程度を配置、多い時には10人程度とあるが、駐車場の確保は考えていないのか。
- 申請人 地権者の方に作業の協力を頂けることになっているので、車が何台も入ることはないと思う。農業用機械を使うときは軽トラックに積載して搬入するので、場所をとることはない。
- 内田農業委員 農機具を入間の方から運ぶとなると移動時間がかかると思う。農機保管庫のようなものを作ったほうが良いと思うが、計画はあるのか。
- 申請人 お茶の栽培に関しては、機械を使用する時間は非常に短く、年間の稼働日数は10日もない。お茶を刈り終わると1年間機械は使わないので、機械がその場になければならないということではないと考えている。
- 黒須農業委員 狭山や茨城県などでお茶の葉を摘み取る機械は、2m以上の高さがある大きな機械で行っているが、今回パネルを設置する高さはどのくらいあるのか。
- 申請人 3mの高さをとってある。使用する機械は1.8mの高さで、機械の構造、寸法は全て確認している。乗用機械が入っても問題のない構造となっている。
- 黒須農業委員 支柱があっても、機械の操作に問題がないということか。
- 申請人 機械の旋回や操作などをすべて計算した上での構造設計になっている。
- 黒須農業委員 3年に1度、更新の申請があると思うが、3年経つと茶の木は結構育っているのか。

申請人 3年だとまだ小さく、やっとこれから始まるといったところ。お茶は木を植えると10年20年は、そのままの状態。

黒須農業委員 茶葉をきれいに刈り込んだところから、収穫できるような花や実が付くのか。

申請人 その通りで、きれいに刈り込むと実ができなくなる。1番茶、2番茶、3番茶とお茶を作ると実ができないため、半分はほったらかしにする。

黒須農業委員 手摘みのお茶ならわかるが、機械摘みでは実がならないような気がするが。

申請人 先程の説明のとおり、1番茶だけ摘み取り、その後だんだん伸びて木の形になって実ができる。2番茶、3番茶は採らず、草取りと枝切り程度の作業で秋を待つというような、二毛作を考えている。

藤波農業委員 そうすると、経営の主力は実なのか。割合で言えば、茶の実が7で茶葉が3くらいか。

申請人 そのように予想している。

新木農業委員 知見を有する者の意見書として「茶の繁田」の意見書が提出されているが。

申請人 茶の繁田さんは宮内庁御用達で、各国首脳が集まる会議などでも繁田園のお茶が出される。繁田さんの事業を継承させていただいており、その知識を頂きながら進めていきたい。

議長 意見を求めるが他になく、申請人に退出を促した。

申請人 退出

議長 本件についてさらに改めて意見を求めるが特になかったため、議案第55号及び議案第56号申請番号1、2について一括して採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議長 なお、議案第55号については、議案第56号申請番号1、2が条件となるため、県許可と同時にすることを申し添える。

議案第56号

農地法第5条の許可申請について 申請番号3番

議 長
事務局

申請番号3について事務局に説明を求めた。
議案書を朗読した。砂利敷き駐車場のため開発許可は不要である。農地区分については第二種農地となる。

議 長
(報告)

地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。
申請番号3について、平方地区の新木農業委員が報告した。担当委員4名で現地調査を行ったところ、農地として問題はないと考えられる。理由書を朗読した。現地はかなり傾斜があるが、計画されている通りに駐車場が配置されれば、問題ないと思う。

新木農業委員
議 長
秋池農業委員
議 長

本件について意見を求めた。
荒川の堤防工事はいつ始まるのか。
現在、ゴルフ場の駐車場になっている河川区域の箇所にも小堤防を造る工事が令和3年度から始まる予定。その後、ゴルフ場のクラブハウスまで堤防になる予定。宅地もあり令和3年度から買収が始まって、10年くらいで堤防が出来上がる予定になっている。

藤波農業委員
議 長
秋池農業委員
議 長
秋池農業委員
議 長

今の駐車場部分は、河川敷なのか。
河川敷であり、すべて国が管理し、利用料を支払っている。
堤防の高さはどのくらいになるのか。
9m程になる。
以前に川べりで水に浸かった家があったが。
水に浸かった範囲は、ほぼ買収の範囲に入ると思う。堤防の高さは9mだが、幅が90mくらいになると聞いている。

議 長

本件について改めて意見を求めるが特になかったため、議案第56号申請番号3について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第 57 号

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議 長
事 務 局
議 長
(報 告)

事務局に説明を求めた。

議案書を朗読した。納税猶予の区分は相続税、続柄は親子。

地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。

大石地区の藤波農業委員が報告した。担当委員 5 名で現地調査を行った。現地は手入れがされ、境界の杭もあり、問題ないと思われる。

議 長
新木農業委員
事 務 局
議 長

この件について意見を求めた。

経営面積がかなりある。申請地以外の農地は生産緑地になっているのか。

生産緑地は全部で 4 筆所有し、その内の 1 筆は以前に主たる従事者証明を出している。

本件について改めて意見を求めるが特に無かったため、議案第 57 号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した

議案第 58 号

生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議 長
事 務 局

事務局に説明を求めた。

議案書を朗読した。申請番号 1 の事由については事由発生者の死亡、続柄は親子である。事務局にて現地確認を行い、作付けされていないが、農地として管理されており問題ない。

申請番号 2 の事由については事由発生者の死亡、続柄は親子である。こちらも事務局にて現地確認を行い、作付けされていないが、農地として管理されており問題ない。

議 長

本件について意見を求めるが特に無かったため、議案第 58 号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第59号

議 長
事 務 局

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

事務局に説明を求めた。

議案書を朗読した。事務局にて現地確認を行い、申請番号1は一部作付けされ、その他は耕うんされているため問題ない。

申請番号2は一部作付けされており、全体的に保全管理されているため問題ない。

申請番号3についても一部作付けされており、全体的に保全管理されているため問題ない。

議 長
新木農業委員
事 務 局
議 長

この件について意見を求めた。

申請番号2の写真④に写っているものは野菜なのか。

露地野菜が植えられている。

本件について改めて意見を求めるが特に無かったため、議案第59号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第60号

議 長
農 政 課
議 長
秋池農業委員
農 政 課

令和3年度1月期農用地利用集積計画について

担当課である農政課に説明を求めた。

制度について説明し、議案書を朗読した。

この件について意見を求めた。

期間が1年契約になっているが、毎年更新するということか。

この利用権設定は解除条件付きになる。新規就農なので経過を見ながら、3年や5年に延ばしていく計画である。

秋池農業委員
農 政 課
新木農業委員

米だけを作っているのか。

その通り。

ドライバーから専業農家に転職するということか。

農政課
新木農業委員
農政課
秋池農業委員
農政課
議長

現状はまだ辞めておらず、今後シフトしていくと聞いている。
労働力について伺うが、一人で行っているのか。
今は基本的に一人で行っており、息子が手伝っている。この息子は就農予定で、農業大学校への進学を希望している。
今回の利用権設定箇所は、休耕地だったところを使っているのか。それとも今まで耕作していたのか。
以前は、地元農家の手伝いをするような形で、その農地で耕作していた。
本件について改めて意見を求めるが特になかったため、議案第60号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

5 報告第13号 専決処分について

- (1) 農地法第4条の届出の受理について
- (2) 農地法第5条の届出の受理について

6 閉会

議長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後3時58分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和3年1月25日

議 長

署名委員

署名委員